

2021年10月29日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 F P G
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 谷 村 尚 永
 (東証第一部・コード：7148)
 問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 桜 井 寛
 (TEL. 03-5288-5691)

監査役候補者及び補欠監査役候補者選任、並びに社外監査役の報酬額改定に関するお知らせ

当社は、2021年10月29日開催の取締役会において、下記のとおり、2021年12月22日開催予定の第20期定時株主総会に付議する監査役候補者及び補欠監査役候補者の選任、並びに社外監査役の報酬額改定につきまして決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 監査役候補者

現任監査役3名全員は第20期定時株主総会終結の時をもって任期が満了いたします。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

【監査役候補者】

監査役(社外) 吉利 友克 (よしとし ともかつ) (再任)
 監査役(社外) 常峰 仁 (つねみね ひとし) (再任)
 監査役(社外) 川嶋 秀行 (かわしま ひでゆき) (新任)

【退任予定監査役】

監査役(社外) 安田 正敏 (やすだ まさとし)

【新任監査役候補者の略歴】

氏名 (生年月日)	略歴並びに当社における地位及び重要な兼職の状況
かわしま ひでゆき 川嶋 秀行 (1961年12月27日生)	1984年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 1993年7月 興銀証券株式会社(現 みずほ証券株式会社) 入社 2008年2月 Mizuho International plc, Deputy President 2011年5月 Mizuho Securities Asia Limited, Deputy President 2012年1月 Mizuho Securities Asia Limited, President 2014年4月 みずほ証券株式会社 業務監査部長 2016年4月 同社 執行役員 業務監査部長 2017年4月 同社 常務取締役 内部監査グループ長

	兼 みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員 内部監査副グループ長 兼 Mizuho International plc, Member of Board of Directors 2019年4月 同社 理事 兼 みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社 監査役 2019年6月 同社 取締役 監査等委員 兼 みずほフィナンシャルグループ 監査委員会付理事 兼 みずほ証券プリンシパルインベストメント株式会社 監査役 (重要な兼職の状況) なし
--	---

2. 補欠監査役候補者

法令に定める監査役の員数を欠く場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、選任された補欠監査役につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て取締役会の決議により、その選任を取消することができるものとさせていただきます。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

【補欠監査役候補者】

監査役 渡辺 純二 (わたなべ じゅんじ)

【補欠監査役候補者の略歴】

氏名 (生年月日)	略歴並びに当社における地位及び重要な兼職の状況
わたなべ じゅんじ 渡辺 純二 (1954年1月15日生) 補欠	1976年4月 住友信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社) 入社 1993年12月 同行 資金証券部 企画チーム長 1997年1月 The Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A. (現 Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A.) 社長 2001年11月 住友信託銀行株式会社(現 三井住友信託銀行株式会社) 業務監査部海外・信用リスク監査チーム長 2010年8月 天馬株式会社 内部監査部長 2014年1月 三井住友信託銀行株式会社 内部監査部 海外拠点担当 2016年9月 当社 内部監査室長 2019年2月 医療法人社団瑤哲会 事務長(現任) (重要な兼職の状況) 医療法人社団瑤哲会 事務長

3. 社外監査役の報酬額改定について

当社の監査役の報酬額は、2015年12月22日開催の第14期定時株主総会において、年額50百万円以内(うち社外監査役分年額30百万円以内)とご承認いただき現在に至っております。

現在の監査役3名は、全員社外監査役であります。今後も、最適な監査役会体制の構築及び監査役会の機能強化において、社外監査役を積極的に確保するという観点から、監査役の報酬額を現行の年額50百万円以内に据え置いたうえで、そのうち社外監査役分として定めた年額30百万円の上限枠を廃止させていただきたいと存じます。